

亀岡市指定管理者制度基本方針

平成17年2月（平成30年12月改定）

亀 岡 市

目 次

I	指定管理者制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	指定管理者制度の導入に向けて・・・・・・・・	2
III	指定管理候補者の選定前の手続き・・・・・・・・	5
IV	指定管理候補者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・	6
V	指定管理者の指定等・・・・・・・・・・・・・・・・	6
VI	指定管理者の指定後の手続き・・・・・・・・	7
VII	亀岡市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱	9
VIII	亀岡市公の施設の指定管理者選定委員会規程	11
IX	指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価基本指針	13

I 指定管理者制度の概要

1 導入目的・経緯

公の施設については、これまで公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方法に限られていた。

しかし、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、平成15年6月に地方自治法が改正され、「指定管理者制度」が創設された。

2 制度の概要

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度。指定管理者の要件は「法人その他の団体」という条件があり、個人を指定管理者として指定することはできない。ただし、一定の団体であれば法人格は必ずしも必要でない。

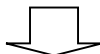
【これまでの制度：管理委託制度】

①管理受託者

- ・ 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1／2以上出資）
- ・ 公共団体（土地改良区等）
- ・ 公共的団体（自治会等）

②管理内容

- ・ 地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を執行
- ・ 施設の管理権限は地方公共団体が保有
- ・ 管理受託者による使用許可は不可



【改正後：指定管理者制度】

①指定管理者

- ・ 指定管理者の範囲については、特別な制約を設けず、議会の議決を経て指定

②管理内容

- ・ 条例に規定された管理・業務の範囲において管理を代行
- ・ 指定管理者も使用の許可を行うことが可能
- ・ 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは可能

3 条例制定について

指定管理者制度を導入する施設は、以下の事項を条例で定める。

- ① 指定の手続き（申請方法、選定基準、事業計画の提出など）
- ② 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件など）
- ③ 業務の具体的な範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可など）

上記①は「亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」

②・③は各個別の施設設置条例を一部改正

なお、上下水道部及び市立病院については、現在直営による施設管理が行われているため、条例適用は市長部局及び教育委員会とする。

公の施設とは、

住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設であり、その設置及び管理に関する事項は、法律等で定めがあるものを除くほか、条例で定めなければならないとされている。

（地方自治法 244 条、244 条の 2 より）

II 指定管理者制度の導入に向けて

本市の「公の施設の管理に関する指定管理者制度」の導入については、次の考え方により進める。

1 既委託施設

公の施設のうち、管理の一部を外部の団体等に委託している施設については、個別の施設ごとに以下の 3 つの考え方のいずれかを適用する。

①：公募により指定管理者を選定する施設

既委託施設のうち、民間企業のノウハウ等の導入により市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設は、民間企業等を広く公募のうえ選定する。

②：特別の条件を付し公募により指定管理者を選定する施設

施設の性格及び設置目的等、施設管理の代行とそれに密接に関連する施

策・事業の推進を併せて代行させることが望ましい施設については、管理を代行する者の資格等に特別の条件を付し、公募のうえ選定する。

③：市の外郭団体等を引き続き指定管理者として選定する施設

既委託施設のうち、施設の設置目的、利用状況、管理の運営の状況、受託団体の設立経緯及び組織体制の整備状況を踏まえ、管理を代行するものを特定する必要がある施設については、公募せずに従来の受託者を指定管理者として選定する。

（例として、地域密着型施設（自治会館）などが考えられる）

※公募しない場合としては、次のような場合が考えられる

- ①地域人材の活用など合理的な理由がある場合
- ②施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

2 新規開設施設

新規に開設する公の施設のうち、直営によらない場合については、開設に合わせて指定管理者制度を導入することとし、原則公募により指定管理者の選定を行う。（地域密着型施設を除く）

3 直営施設

現在、市が直営で管理運営を行っている施設のうち、民間企業のノウハウ等の導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を図ることとし、導入にあたっては、原則公募により指定管理者の選定を行う。

4 指定期間

地方自治法第244条の2第5項に基づく指定期間は、3年又は4年とし、施設の性格に応じて各施設の所管課で決定する。

5 利用料金制度

指定管理者制度導入に併せて利用料金制を導入することにより、自立的経営が図られる施設（市からの財政支援を受けずに採算が見込まれる施設）については、利用料金制の積極的な導入を図る。

また、その他の施設についても、施設の性格等を踏まえ、指定管理料の設

定等と併せて利用料金制を導入することにより、より効率的かつ効果的なサービス提供を見込める場合は導入を検討する。

※施設の管理に必要な経費は、次の3通りのいずれかの方法による。

- ①全て利用料金で賄う
- ②全て設置者たる市からの支出金で賄う
- ③一部を市からの支出金で、残りを利用料金で賄う

6 条例の制定方式

条例化にあたっては、指定の手続き等について条例で規定することが必要であるため、総則的な「指定管理者の指定に関する手続等に関する条例」を制定、各施設の個別条例の改正については、各施設を所管する担当課で対応。

7 個人情報の保護

利用者の個人情報の適正な取り扱いを確保するため、「亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」で明文化。

8 暴力団等の排除

亀岡市では、暴力団による不当な行為により市の行政、市内の事業活動、市民の生活に生じる不当な影響を排除し、市民の安全・安心で平穏な生活の確保と青少年の健全な育成を図るため、亀岡市暴力団排除条例（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づき、暴力団等の排除に取り組んでいる。

利用料金制度とは

地方自治法 244 条の 2 の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入することができることとされている。

この制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすく、また地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものであり、その導入にあたっては、施設の性格、設置の趣旨等を踏まえ、個々に判断すべきものと考えられている。

Ⅲ 指定管理候補者の選定前の手続き

1 募集方法の決定

選定委員会において、施設毎に公募・非公募を決定する。

2 募集要項及び仕様書の作成

施設毎に業務内容を詳細に記載した募集要項及び仕様書を各施設所管課において作成する。

3 公募の実施

公募を実施するときは、募集期間を定め、施設に関する情報、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、申請者の資格や選定方法等を提示して実施する。公募は、広報紙・ホームページ・情報コーナーなどで行う。

ア 公の施設の名称、所在地

イ 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営に関する事項

ウ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

エ 指定の期間

オ 利用料金に関する事項

カ 申請者の資格

キ 申請に係る受付期間

ク 選定の基準

ケ その他市長が必要と認める事項

4 公募の期間

募集期間は原則として1箇月以上。

5 事務取扱

募集に係る庶務は、公募を行う施設を所管する課において処理する。

IV 指定管理候補者の選定

1 選定基準

候補者を選定する場合は、以下のような選定基準について留意し、かつ総合的に判断しなければならない。

- ① 住民の平等利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

(平成15年7月17日付け総行第87号で総務省自治行政局長通知から)

- ④ 上記のほか、市長が特に認める要件

2 選定

指定管理者は指定管理者選定委員会において候補者を選定する。

なお、指定管理者選定委員会は、「亀岡市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」により設置する。

3 選定結果

当該施設を所管する担当課長は選定結果を申請者に通知し、決定に係る内容を広報紙・ホームページ・情報コーナーなどで公表する。

V 指定管理者の指定等

1 指定議案の上程及び債務負担行為の設定

指定管理者の指定により複数年にわたって指定管理委託料の支出を伴うことになるため、債務負担行為を設定し、指定議案と併せて議会に上程する。

2 指定書の交付及び告示

指定管理者の指定議案が可決されたときは、指定管理者を指定し、指定管理候補者に指定書を交付するとともに、その旨を告示する。

VI 指定管理者の指定後の手続き

1 協定の締結

指定後、指定管理者との間において公の施設の管理に関する協定を締結する。

協定は基本協定及び年度協定とし、定める事項は原則として以下のとおりとする。

1) 基本協定

- ア 指定期間に関する事項
- イ 管理運営業務に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 開館時間及び休館日に関する事項
- オ 事故及び損害の賠償に関する事項
- カ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ク 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 不可効力発生時の対応等に関する事項
- コ 権利義務の譲渡及び再委託の禁止等に関する事項
- サ 目的外使用に関する事項
- シ その他市長が必要と認める事項

2) 年度協定

- ア 年度協定の期間に関する事項
- イ 管理運営経費等に関する事項
- ウ 施設の維持修繕等に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

3) 収入印紙の貼付

協定書は印紙税法上の「請負に関する契約書」には該当しない。
(疑義が生じる場合は必要に応じ、管轄の税務署に確認すること。)

2 事業報告等

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を提出する。

事業報告書においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握する

ために必要な事項が記載されるものであること。

なお、指定管理者制度を導入した施設の管理運営実績評価については、「指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価に関する基本指針」に基づき実施する。

亀岡市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 亀岡市における公の施設の指定管理者の選定、その他指定管理者制度の適正な運営を行うため、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）指定管理者の選定に関する事項
- （2）指定管理者の指定の取消しに関する事項
- （3）前号に掲げるもののほか、指定管理者制度に関して必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- （1）副市長
 - （2）政策企画部長
 - （3）会計管理室長
 - （4）財政課長
 - （5）財産管理課長
 - （6）指定管理候補者を選定する公の施設を所管する部長及び課長
 - （7）前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 2 委員会において当該施設の指定管理者に応募する法人の代表者及び理事は除くものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、担当副市長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、会計管理室長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、委員会の会務を総括する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することはできない。
- 4 委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決

するところによる。

5 会議は原則として非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は財産管理課において行う。

(庶務)

第8条 公の施設の指定管理候補者の選定に関する庶務は、当該公の施設を所管する担当課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

Ⅷ 亀岡市公の施設の指定管理者選定委員会規程（一部改正後）

第1 指定管理者の選定は、別表に定める審査基準に基づき、採点表を使用し
て行うものとする。

なお、採点は各委員の合議で決定する。

第2 公の施設の指定管理者の選定を行うとき、当該施設の所管課長は選定委
員会開催依頼書及び選定の審査に必要な資料を添付し、事前に委員長へ提
出しなければならない。

第3 委員長は、審査結果を市長及び当該施設の所管課長へ報告する。

（別表） 選定における審査基準（指定管理者の手続条例第3条関係）

選定基準	審査項目	審査の視点
(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上 (30点)	①利用者の平等な利用の確保 (15点)	ア) 一部の利用者に対する不当な利用制限はないか。 イ) 一部の利用者を不適當に優遇していないか。 ウ) 利用者に対する扱いはどうか。 エ) その他 ()
	②利用者に対するサービスの向上 (15点)	ア) 利用者にとって利便性が高まっているか。 イ) 初めての利用者にとって利用しやすいか。 ウ) 利用者からの要望に対して柔軟に対応できる体制となっているか。 エ) その他 ()
(2) 公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減 (35点)	①施設の効果的な活用 (20点)	ア) 施設の利用を促進させる方策がとられているか。 イ) 利用料金等の考え方は適切か。 ウ) 施設の運営に住民が関与する方策がとられているか。 エ) 管理運営業務と自主事業の両立が図られているか。 オ) その他 ()
	②管理経費の縮減 (15点)	ア) 管理経費の縮減が図られているか。 イ) 経費の縮減について、創意工夫が見られるか。 ウ) 経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか。 エ) その他 ()

選定基準	審査項目	審査の視点
(3) 管理を安定して行う物的及び人的能力 (35点)	①施設の適切な維持管理 (10点)	ア) 施設の質を維持又は向上させるものであるか。 イ) 災害等緊急時に対応できる体制であるか。 ウ) その他 ()
	②施設の適切な運営 (15点)	ア) 住民サービスを向上させるための十分な体制となっているか。 イ) 施設の運営に必要な資格者は確保されているか。 ウ) 個人情報保護の体制とそのチェックは適切か。 エ) その他 ()
	③経営の健全性 (10点)	ア) 経営状況に問題はないか。 イ) 法令等を遵守した経営が行われているか。 ウ) 同様の施設の管理実績はあるか。 エ) 定款、規約等に同種の業務内容が記載されているか。 エ) その他 ()
審査に際して施設独自の選定基準が必要な場合は、次の審査項目を追加する		
(4) 市長が特に認める要件 (50点)	施設の性格及び設置目的に密接に関連する施策・事業の推進	ア) 施策・事業を円滑に実施できる体制となっているか。 イ) 施策・事業を実施する場合に必要な資格者・技術者等は確保されているか。 ウ) 同様の施策・事業の運営実績があるか。 エ) その他 ()

審査に際して、公の施設独自の審査の視点を設ける必要がある場合は、「審査の視点」のその他 () に記載する。

IX 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価に関する 基本指針

第1 基本的な考え方

亀岡市の指定管理者制度については、複数年にわたり施設の管理運営を民間事業者等に委ねることから、指定期間中の適正な管理を確保するため、指定管理者に毎年度終了後に業務報告書を提出させるほか、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる協定を締結している。

施設所管課は、指定管理者との協定に基づき、施設の管理運営に関し適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなど現地調査、管理運営状況を評価し、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行う。また管理運営の継続が適当でないと認めるときは、指定の取り消し等を行うなど、指定管理者による公の施設の適正な施設管理運営を目指していく。

第2 管理運営実績評価の方法

各施設の実績評価は、協定書、仕様書及び指定管理者の事業計画書に基づき、管理運営状況、サービスの提供状況などについて実施する。

なお、詳細については各施設の性格、管理の状況などを踏まえ、各施設所管課において定める。

(1) 指定管理者が行う事項

- ① 業務遂行の記録（日報、月報など）
- ② 利用者アンケートの実施
- ③ 事業報告書の提出（協定書、仕様書に基づく報告）

(2) 所管課が行う事項

- ① 指定管理者の業務遂行状況の確認（立入り調査等）
- ② 事業決算の確認
- ③ 管理運営業務の評価
- ④ 財務状況の確認

第3 指定管理者への指導

施設所管課は、公の施設における適正な行政サービスを維持するため、

指定管理者の業務の遂行確認及び事業決算の確認を行い次のような場合、管理運営業務の改善指導を「改善指導書」によって行う。

指定管理者は、改善指導を受けた場合、改善計画を作成し「改善計画書」を提出し業務の改善を図る。

- ① 関係法令、条例、規則又は基本協定に違反する恐れのあるとき。
- ② 利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒んだり、不当な差別的な取扱いをするようなとき。
- ③ 施設の形状を無断で変更するようなとき
- ④ 施設の経営効率を重視するなどにより、要員の配置や施設の管理が施設の設置目的を達成することが困難になるようなとき
- ⑤ 施設の管理運営業務を継続して行えない財務状況となるようなとき
- ⑥ その他施設所管課が、施設の管理運営の適正を期すため必要と認めるとき

第4 指定管理者へ指示

施設所管課は、公の施設における適正な行政サービスを維持するため、「改善計画書」に基づく改善内容を確認する。改善されないときは、改善すべき内容、期限等を「改善指示書」で指示する。

第5 指定の取消し

指定管理者の責めに帰する次のような事由がある場合、施設所管課は選定委員会の意見を聞き、指定管理者に指定の取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。(手続条例第6条、第7条、基本協定第14条)

- (1) 地方自治法をはじめとする関係法令、条例、規則又は基本協定の条項に違反したとき
- (2) 指定管理者が施設の適正な管理運営業務を履行しないとき又は履行の見込がないとき
- (3) 管理運営業務の改善指示をはじめとする市の指示に従わないとき
- (4) 指定管理者が指定の解除を申し出たとき
- (5) 指定管理者の経営状況が著しく悪化しているとき

管理運営実績評価の概要

